観音寺市長 宛て

観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付申請書

観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふ	り	が	な		生年月日	年	月	日
					エーハロ)1	Н
氏			名	※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。	電話番号			
住			所	〒				
メア	ド	レ	ルス					

2 申請の区分(該当する欄に○を付けてください。)

世	帯	単	身	2人	以上の世帯	同時に移住した家族(申請者本人を除く。) 人				
	113	'	<i>></i> 1	2 / (), <u> </u>	上記	のうち 18 歳未満の者	人		
補助金の種類		就美	美(一 _月	段)	就業(専門人	、材)	テレワーク	起業		

3 確認事項 (該当するか確認をして○を付けてください。)

裏面「観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する
裏面「観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	同意する
申請日から5年以上継続して、観音寺市に居住する意思について	意思がある
(就業・起業の場合) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	意思がある
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に 該当しない
(テレワークの場合のみ記載) 観音寺市への移住の意志について	自己の意思である

4 移住元の住所

住 所

5 東京 23 区の在勤者であった場合のみ、東京 23 区への 5 年以上の在勤履歴を記載すること。またそのうち 東京 23 区の大学へ通学していた者はその在学歴も記載すること。

期	間	就	業	先	(通	学	先)	名	称	就	業	地
	~													
-	~													
	~													

備考 東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の交付対象とならない場合があります。(移住前の勤務先を辞職後、住民票を移すまでの間に、東京 23 区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。)

※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②81日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先部署			
住所	Ŧ		
勤務 先部署に 行く頻度	週・月・年	回程度 / 行くことはない / その他 ()	
勤務先部署からの	通勤手当の支給の有無		

観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、観音寺市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は 半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たり、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満で香川県外に転出した場合 全額
 - (3) 補助金の申請日から3年以上5年以内に香川県外に転出した場合 半額
 - (4) 補助金の申請日から1年以内に就業に関する要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (5) 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)の交付決定を取り消された場合 全額
 - (6) 書類の提出、立入調査の受入れその他の市の求めに応じないことにより、居住状況を確認できない場合 全額

観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業に係る個人情報の取扱い

香川県及び観音寺市は、観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、適切に管理し、移住支援事業の実施のために利用します。

また、香川県及び観音寺市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、その他関係機関に提供し、又は確認する場合があります。